

○外国の証明書発行機関を定める件

(平成十七年六月三日)

(農林水産省／環境省／告示第七号)

改正 平成一八年 一月二四日／農林水産省／環境省／告示第 一号
同 一八年 八月一七日同 第一一号

(外国の地方公共団体)

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。)第三十一条第二号の主務大臣が指定する外国の地方公共団体は、次に掲げるものとする。

国名	地方公共団体
カナダ	すべての州政府及び準州政府
大韓民国	すべての市庁、郡庁及び区庁
マレーシア	サバ州政府(Sabah State Government) サラワク州政府(Sarawak State Government)
南アフリカ共和国	すべての州政府

(政府以外の外国の機関)

第二条 規則第三十一条第三号の主務大臣が指定する外国の機関は、次に掲げるものとする。

国名	機関
コスタリカ	国立博物館(National Museum) コスタリカ大学(University of Costa Rica) 生物多様性センター(Institute of Biodiversity)
シンガポール	アンダーウォーターワールド・シンガポール(Underwater World, Singapore) ジュロン・バードパーク(Jurong Bird Park) シンガポール動物園(Singapore Zoological Gardens) シンガポール・ラッフルズ生物多様性研究博物館(Raffles Museum of Biodiversity Research, Singapore)
ボリビア	国立自然誌博物館(National Museum of Natural History) 生態学研究所(Institute of Ecology)

	ナショナル・ハーバリスト(National Herbalist) ノエル・ケンプ国立自然誌博物館(National Museum of Natural History Noel Kempff)
マレーシア	サラワク森林公社(Sarawak Forestry Corporation)
ミャンマー	イエジン農業大学(Yezin Agricultural University)